

「政府標準利用規約（第1.0版）」の解説

平成 26 年 6 月 19 日
内閣官房 I T 総合戦略室

<全体の構成、基本的考え方について>

「政府標準利用規約（第1.0版）」は、各府省ホームページの利用ルールの見直しについて、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（2013年6月25日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）において、「国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める（著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める）形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。」とされたことを踏まえ、各府省ホームページの利用ルールのひな形として作成したものである。

オープンデータにおいて、広く二次利用を認める際の利用条件としては、国際的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示ライセンス（以下「CC-BY」という。）や、これと互換性のあるライセンスが多く利用されている。同じ利用条件で公開されているコンテンツ同士であれば組み合わせ利用しやすいため、国際的なコンテンツの組み合わせ利用の観点からは、CC-BY（又はそれと互換性のある利用ルール）を採用することが望ましいと考えられる。

一方、検討の過程で、府省からは、府省ホームページで公開されているコンテンツは多様であり、一律にCC-BYで二次利用を認めるのは困難であり、コンテンツの特性に応じて、各府省で別の利用条件を定められるようにする必要がある、国のコンテンツを編集・加工して作成した情報について、国が当該情報を作成したとの誤認を招くことは認められないなどの意見があった。

そこで、「政府標準利用規約（第1.0版）」は、「ガイドライン」を踏まえ、できるだけ分かりやすく統一的な利用条件とするという観点から、文章については、一般の利用者に分かりやすい平易な表現とし、内容については、基本的な利用条件はCC-BYと同様に出典の記載としつつ、各府省から示された意見も踏まえ、国のできるだけ多くのコンテンツに適用できるものとした。

また、各府省ホームページで公開されているコンテンツのうち、「政府標準利用規

約（第 1.0 版）」の統一的ルール（1. のルール）が適用できないものについては、各府省が当該コンテンツの特性に応じた利用ルールを設けることも許容している。（ただし、「ガイドライン」に示されているとおり、個別法令に根拠のない利用制約を課すような別の利用ルールを設ける場合は、そのコンテンツの範囲を具体的に示した上で、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を示すべきものとしている。）

各府省ホームページにおけるコンテンツ利用に関するルール（「著作権について」、「免責事項」等）を、「政府標準利用規約（第 1.0 版）」に変更することで、「ガイドライン」に示された考え方に即した見直しが実現できると考えられる。

その際、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用ルールが同一であることを分かりやすく示すとともに、今後、利用ルールの変更があった場合に、そのことを分かりやすく示すために、利用ルールのひな形に名称を付け、バージョンを記載することが有用と考えられるため、「政府標準利用規約（第 1.0 版）」という名称を付けた。

なお、各府省のホームページにおいて利用ルール（利用規約）が利用者に分かりやすく表示されることが重要であり、利用規約へのリンクが明瞭に設けられ、利用者がいつでも容易に利用規約を閲覧できるようなホームページの構成を工夫することが求められる。

<各項目について>

1. 当ホームページのコンテンツの利用について

当ホームページで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の1)～7)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。(別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。)

コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

※「ホームページ」との文言については、「ウェブサイト」、「サイト」等、各府省により適宜、適当な文言とすることができます。

[解説]

この部分は、「政府標準利用規約(第1.0版)」の統一的なルールとして、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載されているコンテンツを除いたコンテンツについて、1)～5)で示されている条件に従う限り、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用が許諾されていることを規定している。

「政府標準利用規約(第1.0版)」の採用を想定しているのは、国の府省(施設等機関、地方支分部局等、府省に属する組織を含む。)が、その名称において開設しているインターネット上のホームページ、データベースサイト、個別業務サイト等を広く含むものであり、「ホームページ」との文言については、「ウェブサイト」、「サイト」等、各府省により適宜、適当な文言とすることができることとしている。

また、コンテンツの利用に当たり、利用ルールの不知を主張されることのないよう、コンテンツ利用に当たっては本利用ルールに同意したものとみなすことを規定している。

なお、著作物性のないコンテンツ(数値データ、図表、簡単なグラフ等)については、著作権法上、誰の許諾がなくとも自由な利用が可能であることから、「政府標準利用規約(第1.0版)」の適用対象としないことも考えられる。しかし、「政府標準利用規約(第1.0版)」は基本的に出典の記載をすれば自由な利用を認めるものであり、著作物性のないコンテンツに適用しても実質的に利用を制約することにはつながらないこと、著作物性のないコンテンツについても出典を記載させることが望ましいと考えられること、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき事項もあること、著作物性の有無の区別は困難であり一律に扱う方が利用者にメリットがある場合も多いことから、著作物性のないコンテンツも「政府標準利用規約(第1.0版)」の適用対象とすることとした。ただし、国が著作権を有するコンテンツについては、本利

用ルールは著作権の利用許諾としての側面をもつものに対して、著作物性のないコンテンツ等、国に著作権のないコンテンツについては、本利用ルールは債権的効力をもつにとどまる。

1) 出典の記載について

ア コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:A 省ホームページ (当該ページの URL)

出典:「〇〇動向調査」(A 省) (当該ページの URL) (〇年〇月〇日に利用) など

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「〇〇動向調査」(A 省) (当該ページの URL)を加工して作成

「〇〇動向調査」(A 省) (当該ページの URL)をもとに〇〇株式会社作成 など

[解説]

アは、コンテンツを利用する際には出典の記載が条件とされていることを規定するとともに、出典の記載の方法を示すものである。

出典の記載方法については、必ずしも統一的である必要はなく、各府省で適当と考える表記が異なっても問題はないと考えられるため、各府省が出典の記載例を作成し、利用者がそれによって出典を記載できるようにした。青字部分には、各府省が出典の記載例を提示することが必要である。

イは、編集・加工等の二次利用を行った場合には、編集・加工等を行ったことを記載することを求め、また、編集・加工された情報があたかも国・府省が作成した資料であるかのように公表・利用することを禁止している。例えば、ある府省の作成した統計データの数値を改ざんした上で、当該府省が公開したものであるように表記することは禁止される。

(参考) CC-BY との関係について

基本的な利用条件を CC-BY と同様の出典の記載としつつも、CC-BY とは別の利用ルールとした理由としては、次のような点が挙げられる。

- ・ コンテンツを編集・加工等した場合にはそのことを記載させること、公序良俗に反するなど各府省が望ましくないとする利用は認めないことなど、コンテ

ンツを公開する府省の考えを併せて示すことができること。

- ・ CC-BY は著作権のあるコンテンツを対象とするライセンスであるが、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき条件や事項が存在すること。
- ・ CC-BY のライセンス文には、CC-BY でライセンスされたコンテンツを再配布したり、他のコンテンツと組み合わせたりしたときの著作権表示の方法などについて専門的な条件が定められているが、分かりやすい利用ルールとする観点からは、これらの専門的な条件を必ずしも採用する必要はないと考えられること。

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

ア コンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

(→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例)[別紙に記載]

ウ 外部データベース等とのAPI(Application Programming Interface)連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

(→外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツの例)[別紙に記載]

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

エ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

[解説]

各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、国以外の者(以下「第三者」という。)が権利を保有しているものもある。第三者が権利を保有しているコンテンツについては、著作権法で認められている行為等を除き、当該第三者から利用許諾を取らなければ利用することはできない。

現在、各府省ホームページに掲載されているコンテンツの多くは、オープンデータを想定して作成されたものではなく、国(府省)が第三者の権利関係を明確に把握しておらず、また二次利用についての権利処理を行っていないものが多数存在する。

そのため、アでは、第三者が権利を保有しているコンテンツは、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾

を得る必要があることを規定している。

その上で、第三者が権利を保有しているコンテンツを各府省が網羅的に特定して示すことは困難であるものの、第三者が権利を保有しているコンテンツであるか否かを利用者が判断する助けとなるよう、イでは、第三者が権利を保有しているコンテンツであることを示唆・表示する記載の例（例えば、白書において第三者のコンテンツを引用する際にどのような表記をしているか等）などを別紙に具体的に記載しておくこととした。

なお、利用者から問い合わせがあった際には、当該箇所について第三者が権利を保有しているかどうかについて、可能な範囲で調査し情報を提供することが望ましい。

また、府省ホームページにおいて、ウィンドウの中にSNSのコンテンツをリアルタイムで表示するなど、外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツがある場合もあることから、ウでは、そのようなコンテンツについては、その提供元の利用条件に従うべきことを規定している。

3) 禁止している利用について

ア コンテンツに関し、以下のように利用することは禁止します。

(ア)法令、条例又は公序良俗に反する利用

(イ)国家・国民の安全に脅威を与える利用

[解説]

本項は、コンテンツの公開主体である国（府省）が一般的に望ましくないと考える利用の態様を示し、本利用ルールが、そのような利用について禁止していることを規定している。

ここに規定された利用を行った場合には、利用許諾が取り消されることになる。

本規定の趣旨としては、地図、海図、航空図、警報・予報、防災情報等について、国家・国民の安全に関わるものであり、利用形態によっては国家・国民の安全に脅威を与える可能性があることや、法令、条例又は公序良俗に反する利用に対して適切な措置をとることができることを明確にする必要があるとの意見があるところ、これらのコンテンツは相当のウェイトを占めるものであり、国のできるだけ多くのコンテンツに統一的なルールを適用する観点から、これらも含めるルールとするため、本利用ルールにおいて、これらの行為は禁止することとしたものである。

なお、「公序良俗に反する利用」については、犯罪にかかわるもの、人倫（婚姻秩

序・性道徳)に反するもの、賭博にかかわるもの、人の自由を極度に制限するもの、暴利行為又は不公正な取引行為などがあり、典型例としては、法に抵触する行為を助長する利用、卑猥又は脅迫的な利用などが挙げられる。

4) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

ア 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

〇〇法(個別法令名)に基づく〇〇(コンテンツ名)の利用に当たっての〇〇(制約内容)について
(→該当ページにリンク)

△△法(個別法令名)に基づく△△(コンテンツ名)の利用に当たっての△△(制約内容)について
(→該当ページにリンク)

※特に記載すべき個別法令がない場合、本項目は削除してください。

[解説]

各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、個別法令によって利用の制約があるものがある。例えば、一部の地図(基本測量の測量成果)は、測量法によって、複製頒布や一定の態様の二次利用について、国土地理院の長の承認が必要とされている。

本項は、本利用ルールで変更することができない個別法令による利用の制約があるコンテンツが存在するという点について、利用者の注意を喚起するものである。

個別法令による利用制約があるコンテンツについて、利用者に情報を提供するために、各府省において重要と考えるものはここに示すことが望ましい。

5) 準拠法と合意管轄について

ア この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

イ 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

[解説]

アでは、本利用ルールの準拠法が日本法であることを規定している。

イでは、本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関し、コンテンツ提供府省又はコンテンツ利用者が訴訟を提起する場合には、各府省の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることとしている。

なお、ここでの紛争とは、コンテンツの提供主体である各府省とそのコンテンツの利用者との間の紛争である。

6) 免責について

- ア 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為(コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。)について何ら責任を負うものではありません。
- イ コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

[解説]

本項は、コンテンツの利用に関するコンテンツ提供者の免責事項を定めている。

アでは、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用形態は多様であり、事前に全てを予測することはできないところ、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について、公開主体である国(府省)は責任を負うものではないことを規定している。

例えば、万一、正確性等に欠けるコンテンツがあった場合に、それにより利用者へ損害が生じたとしても、国(府省)はその損害につき責任を負わないという趣旨である。

イでは、各府省ホームページで公開されているコンテンツが、予告なく変更、移転、削除等することがあることについて、あらかじめ利用者の注意を喚起するものである。

7) その他

- ア この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- イ 本利用ルールは、平成26年〇月〇日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約(第1.0版)に準拠しています。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。なお、本利用ルールについては、平成27年度に見直しの検討を行うものとします。

[解説]

本項は、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用にあたって、利用者に説明が必要と考えられる事項について記載している。

アでは、著作権法の権利制限規定(第30条~第47条の9)に当たる行為について、この利用ルールが制限するものでないことを説明している。

著作権法の権利制限規定に当たる行為としては、私的使用のための複製、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の目的上正当な範囲内で行なわれる引用、学校その他の非営利教育機関における授業の過程における使用に供することを目的とした必要と認められる限度の複製などがある。（行為によっては、著作権法の規定により、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、著作物の出所を明示しなければならないこととされている。）

（参考）文化庁ホームページ「著作権制度の概要」

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou.html>

本利用ルールは、著作物性のないコンテンツも適用対象としているが、著作物性のないコンテンツについても、上記のような利用は可能であるという趣旨である。

イでは、各府省ホームページにおいて、「政府標準利用規約（第1.0版）」のルールの適用を開始した時期を明記することとしている。

また、各府省ホームページにおいて、その利用ルールが「政府標準利用規約（第1.0版）」であることが分かるようにするため、政府標準利用規約（第1.0版）に準拠していることを記載することとしている。

さらに、本利用ルールが今後変更される可能性があることについて、あらかじめ利用者の注意を喚起するとともに、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）や「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（平成25年6月14日IT総合戦略本部決定）において、「2015年度（平成27年度）末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する」とされていることを踏まえ、平成27年度には本利用ルールの見直しの検討を行うことを規定している。

この見直しの検討の際には、国際的に広く利用されているCC-BYとの互換性を図る観点から、利用ルールの「政府標準利用規約（第1.0版）」への変更後のコンテンツの利用状況等を踏まえ、「1.3）禁止している利用について」の必要性についての見直しが重要なテーマと考えられる。

2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。詳細は、リンク先のページをご参照ください。

××（コンテンツ名）の利用について（→該当ページにリンク）

※個別法令に根拠のない利用制約を課して別の利用ルールを設ける場合、各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を、上記リンク先ページで明確に説明する責任を負うものとします。

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

[解説]

各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、個別法令による利用制約の対象ではないが、「政府標準利用規約（第1.0版）」の統一的ルール（1. のルール）とは異なる利用条件（別の利用ルール）を定めることが適当と考えられるものがある。

そのようなコンテンツがある場合については、この項目において、利用者に分かりやすいように当該コンテンツの範囲を具体的に示し、別途作成するリンク先ページにおいて、別の利用ルールの内容とそのような利用制約を課す具体的かつ合理的根拠についても示すこととしている。

また、1. のルールを超える利用制約を課すものではないが、1. のルールとは別の利用ルールとして、CC-BY や CC0（注）を適用して公開するコンテンツがある場合には、それらについても、この項目において、該当するコンテンツを示して CC-BY や CC0 を適用することを表示することとする。その際の該当コンテンツの示し方としては、「CC-BY のマークを表示しているコンテンツ」といった形も可能である。

（注）クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一種で、「いかなる権利も保有しない」ことを示すもの。平成26年3月24日現在、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンにおいて、日本語版のドラフトについて実施したパブリックコメントを踏まえ、日本語版の確定の作業中である。

2. において別の利用ルールが適用されるコンテンツとして記載したコンテンツには、1. のルールは適用されないこととなるため、必要に応じ、1. の4)、5) で定めているような事項を別の利用ルールの中でも定めることが求められる。

なお、別の利用ルールを適用するコンテンツの範囲や別の利用ルールの内容については、コンテンツの変更、利用環境・利用状況の変化等に応じ、随時、適切に見直しを行うことが求められる。

※ホームページ全体についてのリンク、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項（コンテンツ利用に係るものを除く。）については、上記のコンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、各府省において自由に定められる。

[解説]

「政府標準利用規約（第1.0版）」は、コンテンツの利用に関するルール（現在の各府省ホームページでは「著作権について」、「免責事項」等として記載されている事

項)として作成したものである。

ホームページ全体についてのリンク、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項(コンテンツ利用に係るものを除く。)については、各府省のホームページにおいてその構成や内容は様々であり、これらについて統一することまでは必要ないと考えられることから、「政府標準利用規約(第1.0版)」のコンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、各府省において自由に定められることを示したものである。

(以上)